

掛川市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成26年1月14日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 鈴木 正 治

平成25年度

行政監査結果報告書

掛川市監査委員

# 目 次

ページ

## 第1 監査の概要

1 監査の種類	.....	1
2 監査のテーマ	.....	1
3 監査の目的	.....	1
4 監査の対象	.....	1
5 監査の期間	.....	1
6 監査の方法	.....	1
7 監査の着眼点	.....	1

## 第2 指定管理者制度の導入及び運用状況

1 所管課別導入状況	.....	2
2 施設別運用状況	.....	3
3 各種統計数字	.....	4

## 第3 監査の結果と意見

1 指定管理者の選定等について	.....	5
2 協定書の作成状況について	.....	7
3 指定管理施設の事業評価について	.....	9
4 管理に関する経費の算定について	.....	11

第4 結びに	.....	16
--------	-------	----

## 平成25年度行政監査結果について

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく事務の執行に関する行政監査

#### 2 監査のテーマ

指定管理者制度の適正な運用について

#### 3 監査の目的

平成15年9月の地方自治法改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理に民間を活用することで、市民サービスの向上、経費の削減を図ることを目的に、本市でも平成17年9月に「掛川市指定管理者候補者選定実施要綱」を策定し、平成25年4月現在39施設で指定管理者による公の施設の管理運営が行われている。

そこで、制度が法律・条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、施設・管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行の確認、導入効果の分析が適切に行われているかを検証し、今後の適正な制度運用に資することを目的として監査を実施するものである。

#### 4 監査の対象

平成24年度から平成25年度にかけて指定管理者制度を導入している施設の全所管課及び制度の活用方針を定めている企画調整課を監査の対象とした。（対象数字等は平成24年度。）

更に、利用料金併用制を執る中で市費負担が大きな施設の所管課、企画調整課については、監査委員による聴き取りの対象とした。

#### 5 監査の期間

平成25年9月13日から平成25年12月25日

#### 6 監査の方法

所管課に対し関係書類の提出を求め書面監査を行うとともに、必要に応じ関係職員への質疑による方法で行った。

#### 7 監査の着眼点

主な監査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 指定管理者の募集・選定等は適切に行われているか。
- (2) 協定書等は必要事項が記載され、適正に締結されているか。
- (3) 指定管理施設の事業評価は適切に行われているか。
- (4) 指定管理者制度を導入したことによる効果の把握を行い、適切な改善が行われているか。
- (5) 管理に関する経費の算定は適正に行われているか。

## 第2 指定管理者制度の導入及び運用状況

### 1 所管課別導入状況

平成24年度から平成25年度にかけて、指定管理者制度を導入している施設は39施設あり、各施設を所管している課は7課である。詳細は下表のとおりである。

所管課	施設名称	指定管理者	関係条例名
地域支援課 (8施設)	1 森の都ならこの里	(株)森の都ならここ	森の都ならこの里条例
	2 22世紀の丘公園	ビル保養グループ	都市公園条例
	3 森林果樹公園	(公社)掛川市シルバー人材センター	
	4 清水邸	掛川観光協会大須賀支部	清水邸条例
	5 茶室	(公財)掛川市生涯学習振興公社	茶室条例
	6 掛川城天守閣		掛川城条例
	7 掛川城御殿		
	8 竹の丸	NPO法人 スローライフ掛川	竹の丸条例
福祉課 (3施設)	9 総合福祉センター	(公社)掛川市シルバー人材センター	総合福祉センター条例
	10 大東児童館	(福)掛川市社会福祉協議会	児童館条例
	11 大須賀児童館		老人福祉センター条例
高齢者支援課 (3施設)	12 老人福祉センター山王荘	(福)掛川社会福祉事業会	ききょう荘条例
	13 大須賀老人福祉センター		
	14 ききょう荘		
農林課(1施設)	15 遠州南部とうもんの里総合案内所	NPO法人 とうもんの会	遠州南部とうもんの里総合案内所条例
商工観光課 (2施設)	16 勤労者福祉会館	掛川工業団地協同組合	勤労者福祉会館条例
	17 健康ふれあい館	(公財)掛川市生涯学習振興公社	健康ふれあい館条例
都市政策課 (7施設)	18 駅北第1自転車等駐車場	小笠山麓開発(株)	自転車等駐車場条例
	19 駅北第2自転車等駐車場		
	20 駅南自転車等駐車場		
	21 駅北駐車場		
	22 駅南第1駐車場		駅周辺駐車場条例
	23 駅南第2駐車場		
	24 大手門駐車場	かけがわ街づくり(株)	掛川大手門駐車場条例
社会教育課 (15施設)	25 生涯学習センター	(公財)掛川市生涯学習振興公社	生涯学習センター条例
	26 美感ホール		美感ホール条例
	27 文化会館シオーネ		文化会館シオーネ条例
	28 いこいの広場	NPO法人 掛川市体育協会	いこいの広場条例
	29 安養寺運動公園		安養寺運動公園条例
	30 下垂木多目的広場		下垂木多目的広場条例
	31 掛川海洋センター体育館		海洋センター条例
	32 掛川海洋センター艇庫		
	33 大東海洋センター艇庫		
	34 大須賀海洋センタープール		大東体育施設条例
	35 大東総合運動場		
	36 大東北運動場		
	37 大東ビーチスポーツ公園運動場		
	38 東遠カルチャーパーク総合体育館		
	39 大須賀運動場		大須賀体育施設条例

※ 施設名称及び施設条例名は、「掛川市」が付されている場合省略した。以下同じ。

## 2 施設別運用状況

各施設の指定管理制度運用状況は、下表のとおりである。

(単位：円)

施設名称	選定方法	指定期間		費用種別	24年度管理費用
森の都ならこの里	非公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	利用料金制	89,228,567
22世紀の丘公園	公募	H25.4.1～H30.3.31	5年	指定管理料	68,638,016
森林果樹公園	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	13,800,000
清水邸	公募	H23.4.1～H26.3.31	3年	指定管理料	5,800,000
茶室	公募	H23.4.1～H26.3.31	3年	指定管理料	16,813,000
掛川城天守閣	公募	H23.4.1～H26.3.31	3年	併用制	32,211,496
掛川城御殿	公募	H23.4.1～H26.3.31	3年	併用制	
竹の丸	公募	H21.4.1～H26.3.31	5年	指定管理料	13,450,000
総合福祉センター	非公募	H20.10.1～H25.9.30	5年	指定管理料	7,941,000
大東児童館	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	指定管理料	9,915,422
大須賀児童館	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	指定管理料	10,039,017
老人福祉センター山王荘	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	指定管理料	11,494,908
大須賀老人福祉センター	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	指定管理料	7,155,321
ききょう荘	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	指定管理料	111,770,550
遠州南部とうもの里総合案内所	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	指定管理料	8,170,000
勤労者福祉会館	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	併用制	1,886,192
健康ふれあい館	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	併用制	169,588,484
駅北第1自転車等駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	24,696,000
駅北第2自転車等駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	
駅南自転車等駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	
駅北駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	18,522,000
駅南第1駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	
駅南第2駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	指定管理料	
大手門駐車場	非公募	H24.4.1～H27.3.31	3年	利用料金制	18,734,314
生涯学習センター	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	併用制	102,008,764
美感ホール	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	併用制	12,757,043
文化会館シオーネ	公募	H23.4.1～H28.3.31	5年	併用制	103,183,548
いこいの広場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	27,373,355
安養寺運動公園	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	22,973,377
下垂木多目的広場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	5,256,494
掛川海洋センター(体育館)	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	12,200,276
掛川海洋センター(艇庫)	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	
大東海洋センター(艇庫)	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	3,824,242
大須賀海洋センター(プール)	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	1,315,726
大東総合運動場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	24,404,224
大東ビーチスポーツ公園運動場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	
大東北運動場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	8,684,480
東遠カルチャーパーク総合体育館	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	194,817,758
大須賀運動場	公募	H24.4.1～H29.3.31	5年	併用制	8,263,685

### 3 各種統計数字

#### 施設種別

区 分	件数	割合
歴史・文化	8	20.5
福 祉	6	15.4
駐車・駐輪	7	17.9
社会・体育	12	30.8
その他	6	15.4
合 計	39	100.0

#### 団体種別

区 分	団体数	割合	管理施設数	割合
株式会社等	4	33.3	10	25.6
特例民法法人	2	16.7	9	23.1
公共的団体	2	16.7	5	12.8
民間団体	1	8.3	1	2.6
NPO法人	3	25.0	14	35.9
合 計	12	100.0	39	100.0

#### 選定方法

区 分	件数	割合
公 募	28	71.8
非公募	11	28.2
合 計	39	100.0

#### 指定期間

区 分	件数	割合
3 年	13	33.3
5 年	26	66.7
合 計	39	100.0

#### 費用種別

区 分	件数	割合
利用料金制	2	5.1
指定管理料	18	46.2
併用制	19	48.7
合 計	39	100.0

#### 協定書の作成

区 分	件数	割合
作 成	39	100.0
未作成	0	0.0
合 計	39	100.0

#### 事業評価の実施

区 分	件数	割合
実 施	39	100.0
実施なし	0	0.0
合 計	39	100.0

### 第3 監査の結果と意見

監査の結果とそれを踏まえた意見は次のとおりである。

#### 1 指定管理者の選定等について

##### (1) 施設別管理者選定方法

施設名称	選定	非公募の要因	応募資格（主な制限項目）
森の都ならここの里	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
22世紀の丘公園	公募		法人その他の団体又はNPO法人で、プール施設・衛生管理等の資格保持者配置が必須。
森林果樹公園	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
清水邸	公募		市内に住所を有する営利を目的としない公益的な法人又は団体で、食品衛生責任者の配置が必須。
茶室	公募		市内に住所を有する営利を目的としない公益的な法人又は団体で、食品衛生責任者の配置が必須。
掛川城天守閣	公募		市内に住所を有する営利を目的としない公益的な法人又は団体であること。
掛川城御殿			
竹の丸	公募		法人その他の団体であること。
総合福祉センター	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
大東児童館	公募		営利を目的としない福祉に精通した市内の公益法人又は団体で、同様施設の管理運営実績があること。大須賀児童館については、大須賀老人福祉センターと一体的に管理運営できること。
大須賀児童館			
老人福祉センター山王荘	公募		営利を目的としない福祉に精通した市内の公益法人又は団体で、同様施設の管理運営実績があること。大須賀老人福祉センターについては、大須賀児童館と一体的に管理運営できること。
大須賀老人福祉センター			
ききょう荘	公募		営利を目的としない福祉に精通した市内の公益法人又は団体で、10年以上市内同様施設の管理運営実績があること。社会福祉主事・生活相談員・支援員・看護職員・栄養士・調理員の配置が必須。
遠州南部とうもんの里総合案内所	公募		掛川・袋井・磐田市内に住所を有する営利を目的としない法人であること。
勤労者福祉会館	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
健康ふれあい館	公募		市内に住所を有し、産業振興・健康増進・福祉に精通する公益的な法人又はその他団体で、同様施設の管理運営実績があり、現在の従業員を継続雇用できること。
駅北第1自転車等駐車場	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
駅北第2自転車等駐車場			
駅南自転車等駐車場			
駅北駐車場	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
駅南第1駐車場			
駅南第2駐車場			



施設名称	選定	非公募の要因	応募資格（主な制限項目）
大手門駐車場	非公募	政策遂行上特に必要と市長が認めたため。	
生涯学習センター	公募		市内に住所を有する公益的な法人又はその他団体で、現在の常勤職員を継続雇用できること。
美感ホール	公募		市内に住所を有する公益的な法人又はその他団体で、現在の常勤職員を継続雇用できること。
文化会館シオーネ	公募		市内に住所を有する公益的な法人又はその他団体で、現在の常勤職員を継続雇用できること。
いこいの広場	公募		市内に住所を有する法人又はその他団体であること。
安養寺運動公園	公募		市内に住所を有する法人又はその他団体であること。
下垂木多目的広場			
掛川海洋センター体育館	公募		市内に住所を有する法人又はその他団体であること。
掛川海洋センター艇庫			
大東海洋センター艇庫			
大須賀海洋センタープール			
大東総合運動場	公募		市内に住所を有する法人又はその他団体であること。
大東北運動場			
大東ビーチスポーツ公園運動場			
大須賀運動場			
東遠カルチャーパーク総合体育館	公募		市内に住所を有する法人又はその他団体であること。

※ 防火管理者の配置は、全て施設において共通要件である。

## (2) 選定方法に対する意見

管理者選定は運用の手引きに添い、39施設中29施設において公募型プロポーザルを実施しているが、そのほとんどで「市内に住所を有する法人又はその他団体であること。」を応募資格とする制限を加えている現状がある。

制度本来の目的である住民サービスの向上、経費削減の実現には、応募資格の緩和により広く応募者を募り、民間等のノウハウを活用することが必要である。本年度末に指定管理期間が満了となる掛川城天守閣・掛川城御殿・茶室・竹の丸や新規の南体育館については、すでに市内枠を取り外し、広く募集をかける方向の手續が予定されている。今後は、この成果を検証しつつ順次応募資格の緩和を図られたい。

また、10施設においては非公募となっていることから、今後においては、公募による民間活力の導入という制度の趣旨を踏まえ、公募の拡大に向けた一層の取組が望まれる。

## 2 協定書の作成状況について

### (1) 平成24年度分施設別協定書作成状況

施設名称	所管課	適否	指摘・指導内容
森の都ならこの里	地域支援課	適	
22世紀の丘公園		否	協定書第3条第2項にある仕様書名と現物仕様書の名称に相違、使用料金の徴収方法、市への納入方法等の記載もれがあった。
森林果樹公園		適	
清水邸		否	協定書第3条第1項及び第14条第1項文言中の条項数字の記入もれがあった。
茶室		適	
掛川城天守閣 ・ 掛川城御殿		適	
竹の丸		適	
総合福祉センター	福祉課	適	
大東児童館 大須賀児童館		否	指定期間5年の間であるにも関わらず、協定書の期間（期間記載：4月2日から3月30日）に欠如日があり、使用料金の徴収方法、市への納入方法等の記載もれがあった。
老人福祉センター山王荘 大須賀老人福祉センター	高齢者支援課	否	使用料金の徴収方法、市への納入方法等の記載もれがあった。
ききょう荘		適	
遠州南部とうもんの里総合案内所	農林課	否	使用料金の徴収方法、市への納入方法等の記載もれがあった。
勤労者福祉会館	商工観光課	適	
健康ふれあい館		適	
駅北第1・第2自転車等駐車場 駅南自転車等駐車場	都市政策課	否	市への使用料金納入方法等の記載もれがあった。
駅北駐車場 駅南第1・第2駐車場		否	市への使用料金納入方法等の記載もれがあった。
大手門駐車場		適	
生涯学習センター	社会教育課	否	条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までと謳われている事業報告書の提出期を翌年6月末とするのは不適正である。
美感ホール		否	条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までと謳われている事業報告書の提出期を翌年6月末とするのは不適正である。
文化会館シオーネ		否	条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までと謳われている事業報告書の提出期を翌年6月末とするのは不適正である。
いこいの広場		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。
安養寺運動公園		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。
下垂木多目的広場		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。
掛川海洋センター体育館・艇庫 大東海洋センター艇庫 大須賀海洋センタープール		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。

施設名称	所管課	適否	指摘・指導内容
大東総合運動場 北運動場 ビーチスポーツ公園運動場	社会教育課	否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。
東遠カルチャーパーク総合体育館		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。
大須賀運動場		否	4月1日締結、同日事業開始の単年協定書に「開始前10日までに年間計画書を提出し」とあるが、仕様書に謳うべき事項であり不用である。また、仕様書の期限との不整合も見受けられた。

## (2) 協定書の作成に対する意見

協定書については「掛川市の指定管理制度運用の手引き」に添い、指定期間・業務内容・管理費・権利義務譲渡の禁止・修繕の費用負担・原状回復義務・損害賠償責任等、おおむね必要項目が記載されたものとなっていた。

しかし、生涯学習センター・美感ホール・文化会館シオーネの協定書において、それぞれの条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日と謳われている事業報告書の提出期限が、6月末となっていたことから、不適正であり早急な改善が必要である。

また、仕様書の名称相違、条項数字のもれ等の軽微なミスや、各種体育施設の年間計画書提出期限が、単年協定書に不向きな設定となっている上に仕様書との不整合も見受けられた。所管課担当者は元より、検査・指導をすべき部門においてもその機能を十分に発揮し、厳格な対応を図らねばならない。

なお、市の収入とする使用料等がある場合で、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、私人（指定管理者）に徴収を委託している場合は、掛川市会計規則において契約書の作成を義務づけている。協定書に事務内容、払込の方法等を明記すべきと思われるが、記載もれが見受けられた。明記すると共に、所管課による委託先の収納事務状況検査等の実施も望まれる。

多くの施設の管理・運営業務に関しては、詳細な仕様書・要領等が作成され協定書を補完するかたちで確立されている。協定書作成にあたっては、必要事項のみ記載することによる簡素化・共通化を図ることに努められたい。

### 3 指定管理施設の事業評価について

#### (1) 施設別利用状況の年次比較

(単位: 人、台、%)

施設名称	指定管理者	H22実績	H23実績	H24実績	前年比	H24利用率
森の都ならここの里	(株)森の都ならここ	137,304	138,557	140,373	101.3	30.8
22世紀の丘公園	ビル保善グループ	113,290	116,309	119,967	103.1	37.0
森林果樹公園	(公社)掛川市シルバー人材センター	0	0	8,330	—	
清水邸	掛川観光協会大須賀支部	2,445	3,200	3,046	95.2	89.5
茶室	(公財)掛川市生涯学習振興公社	14,821	15,872	16,262	102.5	100.0
掛川城天守閣・掛川城御殿		105,908	111,113	114,508	103.1	100.0
竹の丸	NPO法人スローライフ掛川	12,473	10,798	11,410	105.7	14.1
総合福祉センター	(公社)掛川市シルバー人材センター	23,534	26,213	28,885	110.2	90.2
大東児童館	(福)掛川市社会福祉協議会	11,055	12,316	14,740	119.7	
大須賀児童館		11,337	10,300	10,037	97.4	
老人福祉センター山王荘		12,702	13,315	13,866	104.1	
大須賀老人福祉センター		18,993	17,581	19,242	109.4	
ききょう荘	(福)掛川社会福祉事業会	536	542	535	98.7	
遠州南部とうもんの里総合案内所	NPO法人 とうもんの会	84,438	88,193	86,640	98.2	
勤労者福祉会館	掛川工業団地協同組合	1,575	2,747	3,587	130.6	19.1
健康ふれあい館	(公財)掛川市生涯学習振興公社	243,088	238,091	228,280	95.9	
駅北第1自転車等駐車場	小笠山麓開発(株)	341,333	337,189	299,330	88.8	
駅北第2自転車等駐車場		79,559	80,761	76,297	94.5	
駅南自転車等駐車場		138,903	142,134	126,081	88.7	
駅北駐車場		37,984	41,174	41,856	101.7	
駅南第1駐車場		42,755	50,406	53,145	105.4	
駅南第2駐車場		31,621	33,510	34,825	103.9	
大手門駐車場	かけがわ街づくり(株)	60,574	64,324	69,702	108.4	
生涯学習センター	(公財)掛川市生涯学習振興公社	194,663	165,215	219,696	133.0	25.8
美感ホール		20,798	19,202	19,185	99.9	16.9
文化会館シオーネ		119,321	98,866	98,074	99.2	20.5
いこいの広場	NPO法人 掛川市体育協会	59,297	57,039	68,867	120.7	45.2
安養寺運動公園		32,652	29,451	36,573	124.2	67.7
下垂木多目的広場		18,453	18,322	20,135	109.9	55.2
掛川海洋センター体育館		18,258	17,117	17,790	103.9	30.6
掛川海洋センター艇庫		897	958	943	98.4	25.9
大東海洋センター艇庫		292	127	455	358.3	2.7
大須賀海洋センタープール		1,382	1,100	1,079	98.1	40.8
大東総合運動場		51,503	49,461	52,224	105.6	41.6
大東北運動場		19,259	18,925	20,199	106.7	49.8
大東ビーチスポーツ公園運動場		1,454	842	2,045	242.9	20.0
東遠カルチャーパーク総合体育館		213,745	214,969	214,339	99.7	91.1
大須賀運動場		4,908	5,914	6,446	109.0	15.0

※ 利用率は、各施設の「管理運営状況評価書」利用率欄の平均数字である。

※ 一部の施設については、全開館日に多少でも利用があれば100%と表示される。

※ 空欄施設は、利用率が未記入であった。

## (2) 利用状況から見た制度の効果把握及び改善について

評価方法について、現状各施設所管課から提出される「管理運営状況評価書」には、利用率を積算表記する欄が設けられているが、未記入も含め統一された内容となっていない。

所管課担当者は、管理運営状況の市民への周知、更なる利用サービスの向上のため、モニタリング要領や記入例を熟読し、適切な記入に努められたい。

統括者である企画調整課にあっては、記入の指導を実施するとともに、評価書作成平準化を図るためにも、事業計画時に目標利用数を設定し、それに対する達成度で表すなどの併用も検討されたい。

利用率の低い施設について見てみると、竹の丸については、指定期間の満了を迎えることから、すでに改善策として掛川城周辺施設との一体化による指定管理方法が計画されている。

勤労者福祉会館については、平成23・24年度と新病院建設事務組合が大会議室を月単位で貸借しており、併せて他の部屋についても会議等で使用したための増加であり、平成25年度の継続利用はない。事業者や勤労者等への貸出は少数であり、「勤労者福祉の増進及び雇用の安定を図る。」という本来の設置目的に寄与しているとは言い難い。利用率も低く施設の老朽化にともなう修繕費の増加も懸念される現状では、廃止を前提に検討する必要がある。

美感ホールについては、平均利用率16.9%に対し、3名の非常勤職員賃金が経費計上されている。生涯学習センター・文化会館シオーネと同一の管理者であり、予約受付を他の会館で受ける等、管理内容見直しによる人件費削減が可能と思われる。所管課は、固定観念に囚われない柔軟性をもった事業内容の指定、経費の積算等により改善に努められたい。

大東海洋センター艇庫の利用率は2.7%と群を抜いて低い。利用者数の増加は大東体育館の使用中止により会議室の使用が増えたためであり、南体育館開館後の同数利用維持は疑問である。今後は、他の同様施設との統合、廃止も視野に検討が必要である。

算定の難しい利用率であるが、空欄あるいは30%以下で、利用数の前年比においても減少傾向にある施設については、施設存続及び指定管理者制度導入の是非についても再検討する必要がある。

また、管理と運営を分離して専門性をもたせることで、管理経費の削減や魅力ある運営による利用数の増加を目指すことも有効な手法と考える。

指定管理者・所管課がモニタリングの目的を再認識し、次年度以降の改善に活かす取組としてその機能を発揮することを期待する。

#### 4 管理に関する経費の算定について

##### (1)管理に関する経費の収支状況について

###### 利用料金制（2課2施設）

所管課名	施設名	①管理コスト	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		②利用料金収入 ③自主事業差益			
地域 支援課	森の都 ならここの里	①	85,425,977	84,135,869	89,228,567
		②	71,035,388	71,033,888	73,191,214
		③	14,767,790	15,760,469	16,782,596
		管理者収支	377,201	2,658,488	745,243
都市 政策課	大手門駐車場	①	17,920,742	17,970,705	18,734,314
		②	18,927,500	20,354,600	23,686,200
		③	0	0	0
		管理者収支	1,006,758	2,383,895	4,951,886

###### 指定管理料制（5課18施設）

所管課名	施設名	①管理コスト	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		②指定管理料 ③使用料収入			
地域 支援課	2 2 世紀の丘 公園	①	71,967,608	71,139,500	68,638,016
		②	71,226,500	71,139,500	70,428,000
		③	11,410,994	11,613,373	11,156,900
		管理者収支 市の収支	△741,108 △59,815,506	0 △59,526,127	1,789,984 △59,271,100
	森林果樹公園	①			13,800,000
		②			13,800,000
		③			2,145,050
		管理者収支 市の収支			0 △11,654,950
	清水邸	①	5,800,000	5,802,973	5,800,000
		②	5,800,000	5,800,000	5,800,000
		③	1,150,980	1,070,150	1,170,050
		管理者収支 市の収支	0 △4,649,020	△2,973 △4,729,850	0 △4,629,950
茶室	①	12,400,000	16,700,000	16,813,000	
	②	12,400,000	16,700,000	16,813,000	
	③	5,440,250	5,456,900	5,431,700	
	管理者収支 市の収支	0 △6,959,750	0 △11,243,100	0 △11,381,300	
竹の丸	①	14,000,000	13,740,458	13,450,000	
	②	14,000,000	13,740,458	13,450,000	
	③	873,990	887,650	1,010,050	
	管理者収支 市の収支	0 △13,126,010	0 △12,852,808	0 △12,439,950	

所管課名	施設名	①管理コスト ②指定管理料 ③使用料収入	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
福祉課	総合福祉 センター	①	8,650,000	8,238,000	7,941,000		
		②	8,650,000	8,238,000	7,941,000		
		③	483,100	487,950	435,050		
		管理者収支 市の収支	0 △8,166,900	0 △7,750,050	0 △7,505,950		
	大東児童館	①	10,546,610	8,754,169	9,915,422		
		②	10,546,610	8,754,169	9,915,422		
		管理者収支 市の収支	0 △10,546,610	0 △8,754,169	0 △9,915,422		
		①	8,292,395	9,194,653	10,039,017		
	大須賀児童館	②	8,292,395	9,194,653	10,039,017		
		管理者収支 市の収支	0 △8,292,395	0 △9,194,653	0 △10,039,017		
		高齢者 支援課	老人福祉 センター山王荘	①	9,978,335	10,686,066	11,494,908
				②	9,978,335	10,686,066	11,494,908
③	6,330			9,210	4,320		
管理者収支 市の収支	0 △9,972,005			0 △10,676,856	0 △11,490,588		
大須賀老人 福祉センター	①	6,418,898	5,958,215	7,155,321			
	②	6,418,898	5,958,215	7,155,321			
	③	3,180	7,890	5,070			
	管理者収支 市の収支	0 △6,415,718	0 △5,950,325	0 △7,150,251			
ききょう荘	①	114,152,963	111,835,888	111,770,550			
	②	114,152,963	111,835,888	111,770,550			
	③	109,320,963	107,849,488	106,817,750			
	管理者収支 市の収支	0 △4,832,000	0 △3,986,400	0 △4,952,800			
農林課	遠州南部 とうもんの里 総合案内所	①	8,505,000	8,419,000	8,170,000		
		②	8,505,000	8,419,000	8,170,000		
		③	27,240	35,120	24,120		
		管理者収支 市の収支	0 △8,477,760	0 △8,383,880	0 △8,145,880		
都市 政策課	駅北第1・2 自転車駐輪場 駅南自転車等 駐車場	①	24,696,000	24,696,000	24,696,000		
		②	24,696,000	24,696,000	24,696,000		
		③	33,814,850	33,573,450	32,364,300		
		管理者収支 市の収支	0 9,118,850	0 8,877,450	0 7,668,300		
	駅北駐車場 駅南第1・2 駐車場	①	18,522,000	18,522,000	18,522,000		
		②	18,522,000	18,522,000	18,522,000		
		③	75,443,500	78,946,810	78,063,600		
		管理者収支 市の収支	0 56,921,500	0 60,424,810	0 59,541,600		

指定管理料及び利用料金併用制（3課19施設）

所管課名	施設名	①管理コスト ②指定管理料 ③利用料金収入	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地域 支援課	掛川城天守閣 ・掛川城御殿  ※平成22年度は 指定管理料のみ、 23年度より併用制	①	31,620,000	36,253,603	32,211,496
		②	31,620,000	1,000,000	980,000
		③	27,112,380	36,496,759	37,568,570
		指定事業収支 自主事業収支			
	管理者収支 市の収支	0 △4,507,620	1,243,156 △1,000,000	6,106,621 △980,000	
商工 観光課	勤労者福社会館	①	1,325,561	1,899,805	1,886,192
		②	600,000	600,000	600,000
		③	720,800	1,299,000	1,286,100
		管理者収支 市の収支	△4,761 △600,000	△805 △600,000	△92 △600,000
	健康ふれあい館	①		171,383,440	169,588,484
		②		55,140,000	57,806,000
		③		105,786,310	101,230,800
		指定事業収支 自主事業収支		44,974 8,725,493	101,823 7,959,400
	管理者収支 市の収支		△1,686,663 △55,140,000	△2,490,461 △57,806,000	
社会 教育課	生涯学習 センター  ※平成22年度は 指定管理料のみ、 23年度より併用制	①	107,310,346	100,179,995	102,008,764
		②	104,884,000	81,500,000	81,400,000
		③	25,684,540	24,279,305	24,684,867
		自主事業収支			シオーネと 一括計上
		管理者収支 市の収支	△2,426,346 △79,199,460	5,599,310 △81,500,000	4,076,103 △81,400,000
	美感ホール  ※平成22年度は 指定管理料のみ、 23年度より併用制	①	13,739,097	12,112,499	12,757,043
		②	13,450,000	8,800,000	8,600,000
		③	3,922,750	3,836,480	4,184,940
自主事業収支				シオーネと 一括計上	
	管理者収支 市の収支	△289,097 △9,527,250	523,981 △8,800,000	27,897 △8,600,000	
文化会館 シオーネ  ※平成22年度は 指定管理料のみ、 23年度より併用制	①	93,252,009	107,630,139	103,183,548	
	②	114,703,000	104,000,000	102,000,000	
	③	9,774,520	10,719,025	10,041,390	
	自主事業収支			167,902 △73,356	
	管理者収支 市の収支	21,450,991 △104,928,480	7,256,788 △104,000,000	8,784,486 △102,000,000	
いこいの広場  ※平成22年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	①	26,198,000	26,442,000	27,373,355	
	②	26,198,000	26,442,000	19,995,000	
	③	6,599,250	7,572,230	8,098,050	
	自主事業収支			239,006 321,807 364,340	
	管理者収支 市の収支	239,006 △19,598,750	321,807 △18,869,770	1,084,035 △19,995,000	



所管課名	施設名	①管理コスト	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		②指定管理料 ③利用料金収入			
社会 教育課	安養寺 運動公園	①	22,547,000	22,110,000	22,973,377
		②	22,547,000	22,110,000	17,450,000
		③	4,669,600	4,755,250	5,660,950
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	自主事業収支	1,294,729	1,184,280	1,188,563
		管理者収支 市の収支	1,294,729 △17,877,400	1,184,280 △17,354,750	1,326,136 △17,450,000
	下垂木 多目的広場	①	5,449,000	5,428,000	5,256,494
		②	5,449,000	5,428,000	4,641,000
		③	998,100	886,200	905,400
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	管理者収支 市の収支	0 △4,450,900	0 △4,541,800	289,906 △4,641,000
		掛川海洋 センター 体育館・艇庫	①	13,631,000	12,669,000
	②		13,631,000	12,669,000	11,082,000
	③		1,151,735	1,214,725	1,222,475
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	自主事業収支 管理者収支 市の収支	130,839 130,839 △12,479,265	138,919 138,919 △11,454,275	133,692 237,891 △11,082,000
		大東海洋 センター艇庫	①	2,983,000	2,804,000
	②		2,983,000	2,804,000	3,997,000
	③		8,800	7,500	14,700
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	管理者収支 市の収支	0 △2,974,200	0 △2,796,500	187,458 △3,997,000
		大須賀海洋 センタープール	①	2,589,000	2,014,000
②	2,589,000		2,014,000	1,451,000	
③	154,170		135,500	128,800	
※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	管理者収支 市の収支	0 △2,434,830	0 △1,878,500	264,074 △1,451,000	
	大東総合・ ビーチスポーツ 公園運動場	①	25,059,000	26,779,000	24,404,224
②		25,059,000	26,779,000	21,248,000	
③		4,028,800	4,256,800	4,053,850	
※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	自主事業収支 管理者収支 市の収支	321,331 321,331 △21,030,200	249,434 249,434 △22,522,200	266,920 1,164,546 △21,248,000	
	大東北運動場	①	8,088,000	7,927,000	8,684,480
②		8,088,000	7,927,000	6,286,000	
③		2,521,400	2,604,050	3,050,450	
※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	自主事業収支 管理者収支 市の収支	155,523 155,523 △5,566,600	147,251 147,251 △5,322,950	157,854 809,824 △6,286,000	

所管課名	施設名	①管理コスト	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		②指定管理料 ③利用料金収入			
社会 教育課	東遠カルチャー パーク	①	198,786,000	195,108,000	194,817,758
		②	198,786,000	195,108,000	150,995,000
	総合体育館	③	45,410,530	46,342,045	40,968,190
		自主事業収支	2,219,387	4,635,806	10,367,393
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	管理者収支	2,219,387	4,635,806	7,512,825
		市の収支	△153,375,470	△148,765,950	△150,995,000
	大須賀運動場	①	8,253,000	8,454,000	8,263,685
		②	8,253,000	8,454,000	8,464,000
	※平成23年度は 指定管理料のみ、 24年度より併用制	③	356,950	401,400	723,600
		管理者収支	0	0	923,915
	市の収支	△7,896,050	△8,052,600	△8,464,000	

健康ふれあい館の一部費目比較

費目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
バス運行业務委託費	3,924,900	3,918,600	3,918,600
光熱水費 + 燃料費	43,741,135	42,109,391	46,406,888

体育協会指定管理施設一般管理費（他会計出資金）一覧

H24年度決算

施設名称	他会計支出金		
	5月	1月	合計
掛川市いこいの広場	296,500	296,500	593,000
掛川市安養寺運動公園	244,500	244,500	489,000
掛川市下垂木多目的広場	66,000	66,000	132,000
掛川海洋センター体育館・艇庫	127,000	127,000	254,000
大東海洋センター艇庫	47,000	47,000	94,000
大須賀海洋センタープール	17,000	17,000	34,000
掛川市大東総合・ビーチスポーツ公園運動場	294,000	294,000	588,000
掛川市大東北運動場	95,000	95,000	190,000
東遠カルチャーパーク総合体育館	1,859,000	1,859,000	3,718,000
掛川市大須賀運動場	94,000	94,000	188,000
計	3,140,000	3,140,000	6,280,000

(2) 指定管理料及び利用料金併用制を導入したことによる効果の把握及び改善について

利用料金併用制導入は、管理者に利用料金が入ることにより、自主性を発揮しサービスの向上・利用者の増加に繋がること、引いては市の経費負担の減少を期待して導入したものである。しかし、管理者収支のみが改善され、市の収支で見ると必ずしも効果があるとは言えない。所管課にあっては、管理者から提出される事業報告書・収支決算書の分析により、適切な事業評価に努め、適正な指定管理料積算と次年度以降の改善に努力されたい。

健康ふれあい館については、市費負担が増加傾向にある。市内に同様な施設が多く存在する中、利用人数の大きな増加が見込めない現状では、経費節減も鍵となる。付加価値として実施される無料の巡回バス、温泉と併用の温水プールに大きな経費が発生しているため、実施方法の見直しによる経費の低減策が急務である。また、レストラン運営の外出専門家活用、各種セット料金の適用など、集客力を高める手法を検討することによる増収策を図られたい。

スポーツ関連施設の管理・運営については、全件をNPO法人掛川市体育協会に指定しているが、各施設の収支決算書に他会計出資金と表記される総額600万円を越す経費が存在する。所管課はその内容を精査し、指定管理者に指導をするなどの適正表示に努められたい。

全体として、利用料金のみで経費を賄うことを将来目標に据え、利用数の増加、サービスの向上、経費の削減、施設の長寿命化を念頭に事業の推進が必要である。

#### 第4 結びに

今回実施した行政監査は、「指定管理者制度の適正な運用について」をテーマに施設管理者の選定方法、協定書の内容、事業評価、経費算定等、適法性及び経済性の視点から、施設及び制度の所管課を対象に調査することで、今後の制度運用について改善が図られることを目的として実施したものである。

監査対象とした各施設については「第3 監査の結果と意見」で述べたとおりの事項が見受けられた。早期改善、今後に向けた検討を要望する。

本制度は、民間事業者等のノウハウを活用することにより、経済性と質の高いサービスの提供を期待するものである。本市も制度の活用開始後8年間に蓄積された事業評価を基に、福祉的要素を持つ施設も含め管理コスト・サービスの比較により、直営と指定管理者活用の有利・有効性の再検討の時期に来ている。個々の施設に適した管理運営体制の選択によるサービスの向上を期待する。

施設所管課にあっては、その責務を十分認識し、事業報告書と法人・団体の決算書との突合など施設の経営状況の正確な把握に努め、市費負担の増加、不測の事態等の発生によるリスク回避に取り組むことが必要である。掛川市体育協会に管理運営を委託する体育施設の所管課である社会教育課にあっては、全てを一元的に捉え精査されたい。

指定管理者制度を統括する企画調整課においては、効果的な制度活用を図るため、所管課に対する指導的役割を果たすことを期待する。また、適正な経費把握のため、複数課が所有する施設の指定管理者（掛川市生涯学習振興公社）については、全体を把握できるような仕組みづくりにも尽力されたい。

今後とも指定管理者との連携を密にし、市民ニーズの的確な把握と導入効果の検証に努め、適正な施設の管理運営を望むものである。